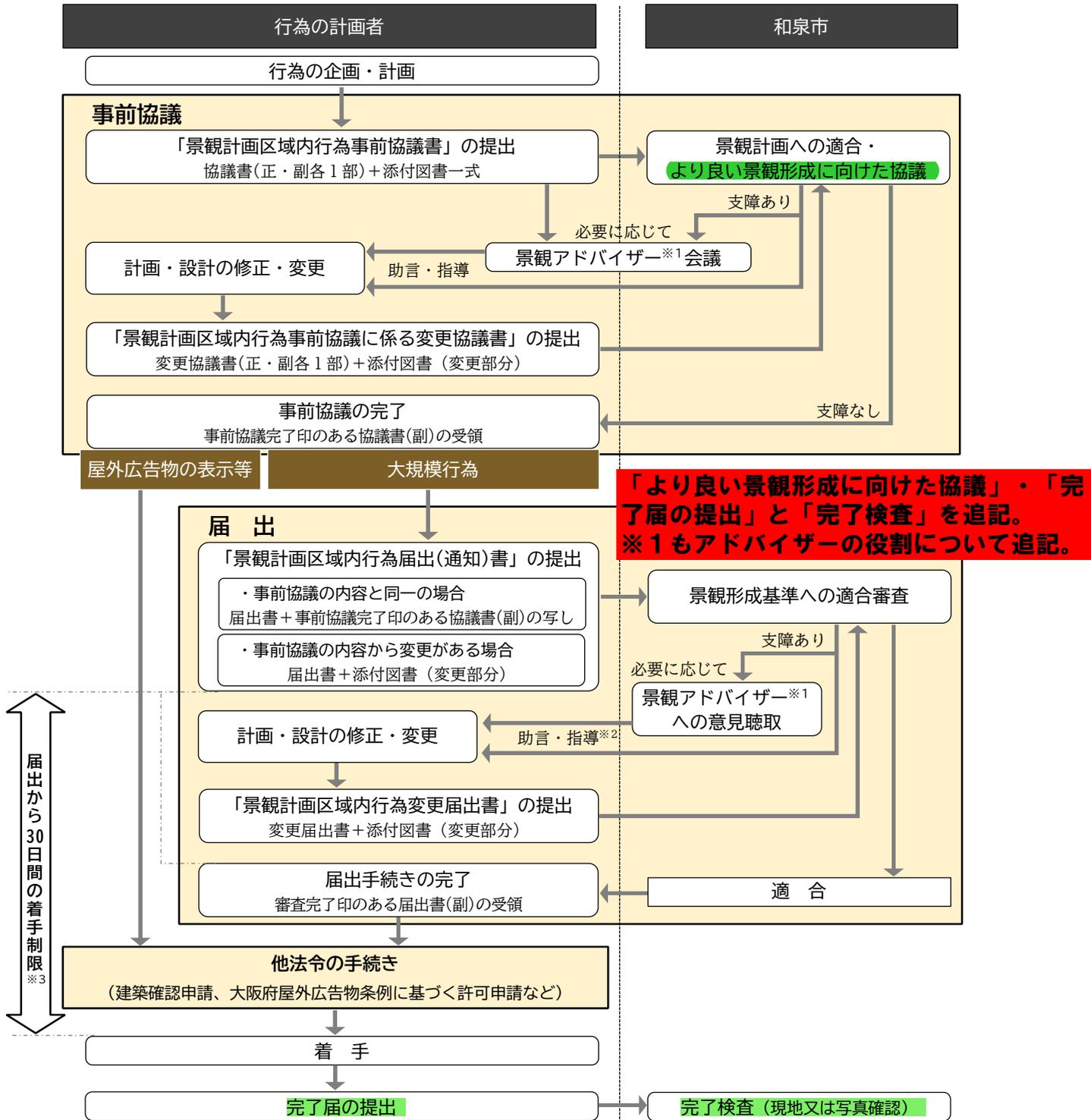


3-2 手続きの流れ



※1：景観アドバイザーは、和泉市の要綱に基づいて設置する専門家（景観に関する専門的知識及び経験を有する者）で、市、市民、事業者等が行う景観まちづくりの取組みや届出対象行為に対する講じるべき措置についての助言・指導を行います。景観アドバイザーからの助言・指導の内容を踏まえて、市から行為の計画者に対して助言・指導書を交付します。

※2：助言・指導に従わない場合、勧告・変更命令、罰則の適用を受ける場合があります。

※3：大規模行為は、行為届出書（変更があった場合は行為変更届出書）の受理日から30日を経過した後でなければ、届出に係る行為（根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事を除く）に着手できません。（受理日は算入せず、受理日の翌日から起算して30日間は着手制限の期間です。例）5月1日届出受理→6月1日着手可能

なお、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、30日の期間を短縮することができます。

改 築

- ・「改築」は、建築物の全部または一部を除却または滅失した後にこれと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをさします。
- ・改築後の建築物の規模により、届出等が必要かどうかを判断します。

移 転

- ・「移転」は、同一敷地内で曳家を行ない、建築物の場所を移すことをさします。別の敷地に曳家を行った場合は、元の敷地では除却扱い、曳家先の敷地は新築扱いとなります。なお、除却については届出等は不要です。

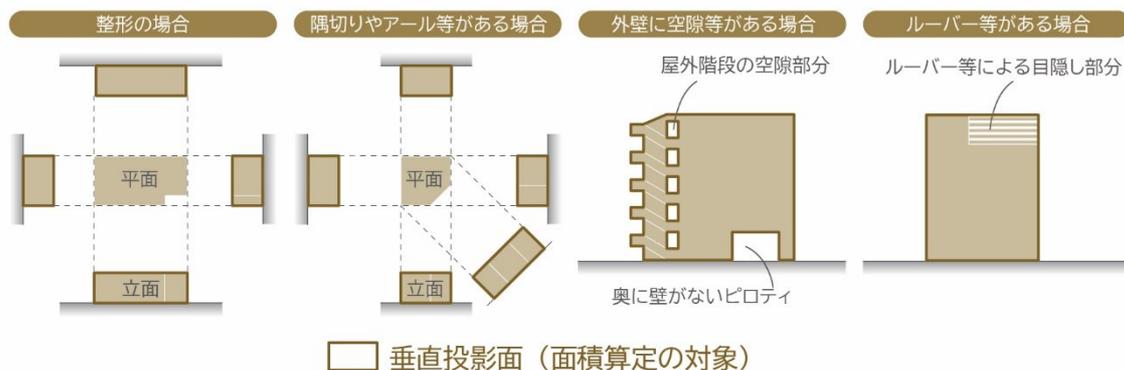
建築申請が必要とされない模様替についても、追記しています。

外観を変更することとなる修繕・模様替

- ・「修繕」は、既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料等で行い、従前と同じように復旧・修復する工事をさします。
- ・「模様替」は、既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によりますが、異なる材料や構造種別等により、新しく造り替える工事をさします。
- ・届出等が必要な規模の建築物で行う、建築確認申請が必要となる大規模な修繕・模様替（建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕・模様替）及び**建築確認申請が必要とされない修繕・模様替であって、外壁の一の面（次項参照）の面積の2分の1を超える部分を従前と異なる外観に造り替える行為を届出等の対象とします。**

色彩の変更

- ・「色彩の変更」は、既存の建築物について、外壁・屋根等の色彩を塗り替えることをさします。
- ・届出等が必要な規模の建築物で、外壁の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超える場合を届出等の対象とします。なお、既存と同色に塗り替える場合は、届出等は不要です。
- ・外壁では、建築物の各垂直投影面をそれぞれ一の面として扱います。なお、隅切り等がある建築物の場合は、隅切り等の面を含めて判断します。また、空隙や凹凸がある場合は一の面に含みませんが、ルーバーなどの目隠し部分は外壁面として一の面に含めます。



(2) 屋外広告物の表示等の事前協議（通知）

屋外広告物の表示等

■ 行為の定義

「屋外広告物」とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第2条第1項）をさします。

「表示」とは一定の観念、イメージ等を表示することを指し、その内容が営利的な場合に限らず、非営利的な場合も含まれます。

常時または一定の期間継続して表示されるもの

- ・定着して表示されるもののことを指し、街頭で配布するチラシなど定着性のないものは該当しません。これらは貼付された時に初めて定着性が生じ、屋外広告物に該当することになります。

公衆に表示されるもの

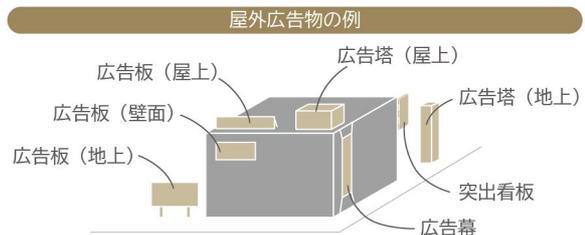
- ・駅や工場、野球場などの構内の人に対して表示されている広告物は、特定の人を対象とするものであり、「公衆に表示」されているとは言えないため、屋外広告物には該当しません。

看板、立看板、はり札、はり紙、広告塔、広告板、建物その他の工作物等を利用して取り付けられるもの

- ・独立して設置される場合に加え、建物などを利用して表示される場合も屋外広告物に含まれます。

「屋外で表示されるもの」の項目が削除されています。（内貼り対象外が削除されてる）

屋外広告物には、広告塔、広告板、広告幕などのさまざまな種類があります。また、設置場所によっても地上広告物、屋上広告物、壁面広告物などに分けることができます。



※大阪府屋外広告物条例では、土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられる広告物のうち、立体的に広告内容を表示するものを「広告塔」、平面的に広告内容を表示するものを「広告板」と定義しています。

「屋外広告物の表示等」は、次の行為をさします。

- ・屋外広告物の表示
- ・掲出物件（基礎や支柱、取付用の棧や金属枠等の屋外広告物を表示するための物件）の設置
- ・屋外広告物及び掲出物件の改造又は移転

(2) 建築物の建築等の基準

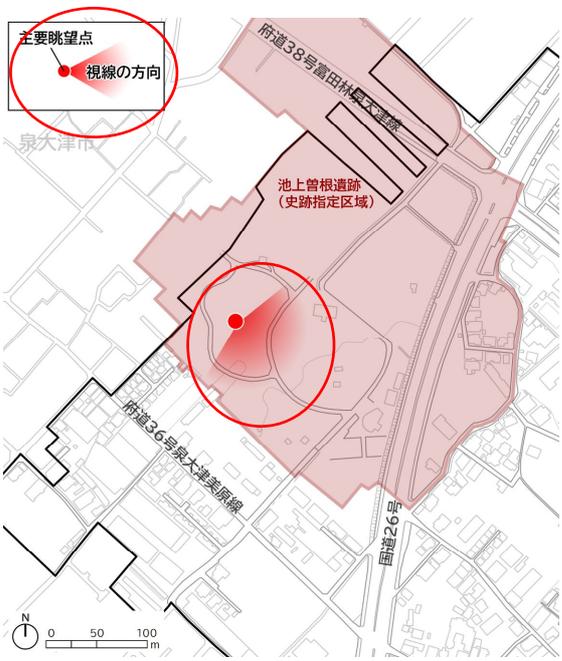
■ 眺望

高さや形態・意匠・色彩が別表1に定める主要眺望点からの眺望景観を阻害しないこと。

別表1の「主要眺望点」は、市内のビュースポットのうち、特に良好な眺望又は特に保全の措置が求められる眺望が得られる眺望点として、「①池上曽根遺跡」、「②黒鳥山公園」、「③黒石大橋」の3つを設定しています。なお、主要眺望点については、今後も追加を検討していきます。

行為の事前協議・届出等にあたっては、主要眺望点のうち、影響を及ぼすおそれのあるものについて、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて作成した行為後の主要眺望点からの眺望の状況を景観シミュレーションした図面を添付することを義務付けています。

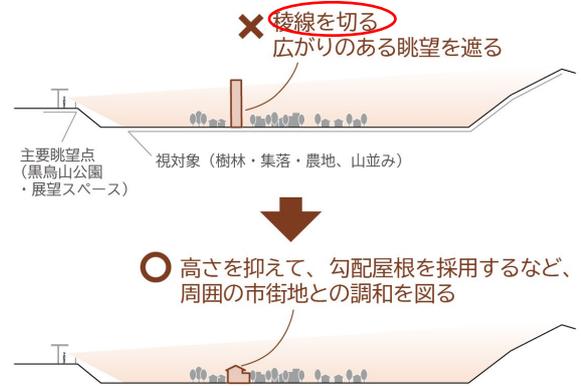
- ▶ 建築物の建築等にあたっては、**稜線を切らないように**高さを抑え、配置・規模や形態・意匠・色彩等を工夫したり、植栽等による遮へいを行うなど、眺望景観の保全に配慮して行為の計画・設計を行ってください。

番号	主要眺望点	視線の方向	視対象	設定の目的
①	池上曽根遺跡	南～東	遺跡空間（近景）	和泉市を代表する遺跡（国指定史跡）からの景観（背景）の保全
		 <p>(配慮イメージ)</p>  <p>✕ 背景に大きく映り込む</p> <p>主要眺望点・視対象（池上曽根遺跡（史跡指定地））</p> <p>○ 高さを抑えて、配置・規模を工夫し、目立たないようにする</p>		

番号	主要眺望点	視線の方向	視対象	設定の目的
②	黒鳥山公園	南～西	農地（近景） 市街地・樹林（中景） 山並み（遠景）	和泉市の地勢や景観構造を感じられる パノラマ・俯瞰景の保全



(配慮イメージ)



番号	主要眺望点	視線の方向	視対象	設定の目的
③	黒石大橋	南	樹林・集落・農地（近・中景） 山並み（遠景）	和泉市の地勢や景観構造を感じられる パノラマ・俯瞰景の保全



(配慮イメージ)



(4) 開発行為の基準

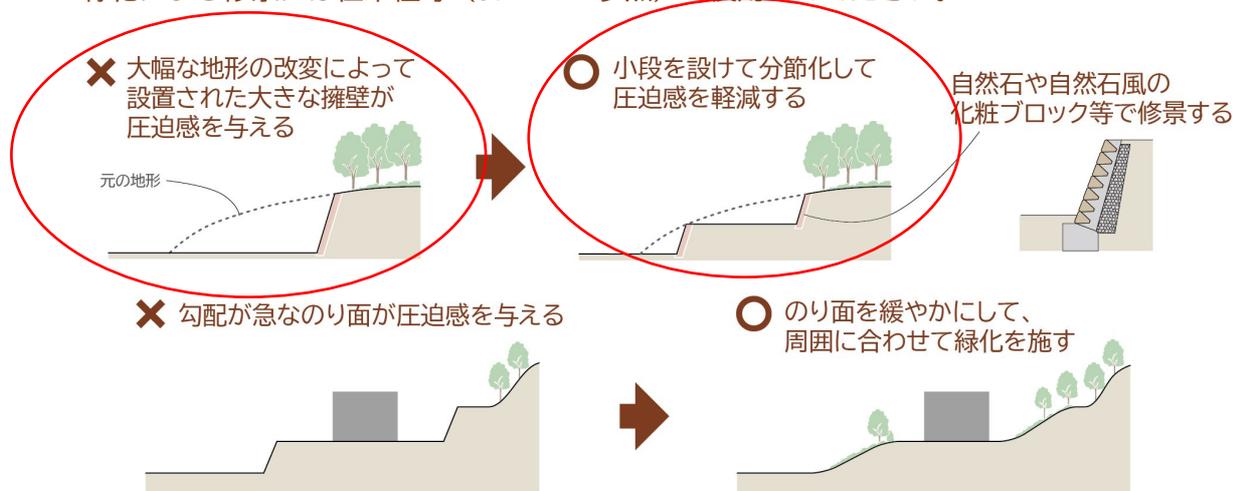
地形の変更を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。

擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。

のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。

大規模な地形の変更は、地域の景観を大きく変えるだけでなく、変更に伴って生じる長大な擁壁やのり面は、歩行者に威圧感・圧迫感を与えるものとなります。

- ▶ 過度な地形の変更は避け、防災面などの安全性が確保されたものとしつつ、出来る限り長大な擁壁やのり面が生じないように配慮してください。
やむを得ず、長大な擁壁やのり面が生じる場合は、擁壁やのり面を緩勾配にしたり、小段を設けて分節したりして、元の地形の特徴が可能な限り残るよう努めてください。
- ▶ 地形の変更により生じた擁壁は、自然石積み擁壁や緑化ブロックとするなどにより、周辺の景観に馴染む形態・材料を使用してください。
形態・材料による周辺の景観との調和を図れない場合は、擁壁の前面や上部に緑化を施すことで圧迫感を軽減させてください。
- ▶ 地形の変更により生じるのり面は、できる限り勾配を緩やかにして、樹木や草本を組み合わせることで緑化を施したり、のり肩部に丸みをつけたりして、周辺への圧迫感の軽減と周辺の植生や地形と調和を図ってください。
- ▶ 緑化による修景には在来種等（51 ページ参照）を使用してください。



丸のイラストを変更してくれています。

綿谷さんの案を参考に作成。

■ デザイン

和泉市の景観イメージを向上させるようなデザイン性の高い広告とすること。

屋外広告物は、無秩序に表示・掲出されると景観を大きく損なうものになりますが、逆に上手につくれば効果的に都市イメージや地域イメージを向上させることができる重要なツールでもあります。

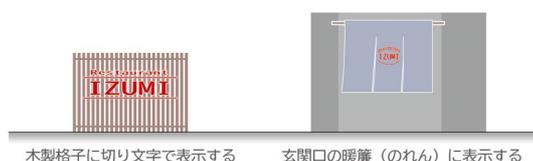
- ▶ 景観計画及び本ガイドラインに示す景観エリアや景観軸、景観形成拠点の景観形成の方針・配慮項目（36～39 ページ参照）に従い、地域ごとの特徴を捉えて材料や色彩を使い分け、地域のイメージを育むよう心掛けてください。

古くからの集落や自然の多い地域などでは木材や石材、布などの自然素材を用いて、歴史的な風情の演出や周囲の自然への調和を図ったり、商業・業務地域などでは、ステンレスやアルミなどの金属やガラスなどの洗練された品格を感じさせる雰囲気演出することなども、地域ごとの景観イメージの向上に効果的です。

- ▶ 要点を絞って余白を上手に使い、控えめでもセンスが光る表現となるよう心掛けてください。

【古くからの集落や自然の多い地域など】

- 自然素材を用いて歴史的な風情を演出する



【商業・業務地域など】

- 金属やガラス等を用いて品格のある雰囲気演出する



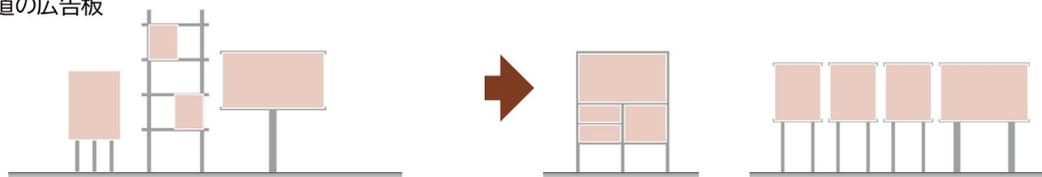
複数の屋外広告物が個別バラバラに設置されると、煩雑な印象を与え、沿道景観や建築物全体としての調和を乱すだけでなく、伝えたい情報が分かりにくくなってしまいます。

- ▶ 沿道や複合施設などに複数の屋外広告物を設置する場合は、集約化したり、色彩や高さ、大きさなどを揃えてください。

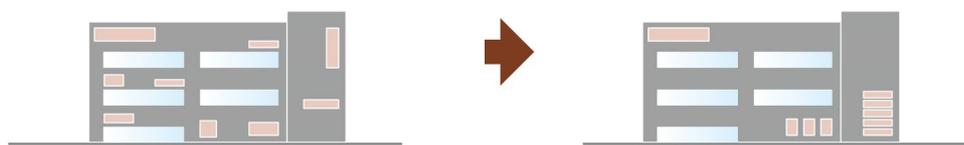
【複数の屋外広告物を設置する場合】

- ✕ 大きさや高さがバラバラに設置されている
- 集約化したり、大きさや高さを揃える

・沿道の広告板



・複合施設等の広告板（壁面）



5-2 提出書類の様式・記入方法

用途地域の記載を追加しています。

(1) 景観計画区域内行為事前協議書

様式第5号(第4条関係)
景観計画区域内行為事前協議書

令和〇年〇月〇日

(提出先) 和泉市長

提出日を記入してください。

申出者 住所 和泉市〇〇町〇丁目〇-〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
電話番号 0725-〇〇-〇〇〇〇
(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

申出者は、施主(建築主等)とし、法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。(押印不要)

次の行為の種類に応じて、該当する項を○で囲んでください。
【第1項】
・建築物の建築等
・工作物の建設等
・開発行為
・物件の堆積
【第2項】
・屋外広告物の表示等

行為の場所の町名・地番を記入してください。

行為の場所が位置する都市計画の用途地域を記入してください。市街化調整区域の場合は「調整区域」と記入してください。用途地域は和泉市ホームページを参照してください。

代理の方が手続きをされる場合に記入してください。

行為の場所が位置する景観エリアに✓印を付けてください。景観エリアは和泉市ホームページを参照してください。

行為の場所が景観軸や景観形成拠点に位置する場合は、該当する軸・拠点に✓印を付けて、その名称を記入してください。位置しない場合は「該当なし」に✓印を付けてください。景観軸・景観形成拠点は和泉市ホームページを参照してください。

工事の着手予定日と、完了予定日を記入してください。

該当する行為の種類に✓印を付けてください。同一敷地内で関連する複数の行為を同時に行う場合は、該当するすべての行為に✓印を付けてください。「建築物の建築等」と「工作物の建設等」は、該当する行為内容(新築等)の区分を○で囲んでください。行為内容の区分は、23~27ページを参照してください。

行為の場所	和泉市 〇〇町〇丁目〇-〇, 〇-〇, 〇-〇	
代理者の住所及び氏名等	住所 和泉市〇〇町〇丁目〇-〇	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
設計者の住所及び氏名等	住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 〇〇建築事務所 一級建築士 〇〇〇〇	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者の住所及び氏名等	住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
用途地域	商業地域	
景観エリア	<input type="checkbox"/> 農地と一体となった集落景観エリア	<input type="checkbox"/> 既成市街地景観エリア
	<input checked="" type="checkbox"/> 新市街地景観エリア	<input type="checkbox"/> 農村景観エリア
	<input type="checkbox"/> 都市と自然の交流景観エリア	<input type="checkbox"/> 里山景観エリア
景観軸	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	
	<input type="checkbox"/> 道路景観軸 ()	
	<input type="checkbox"/> 河川景観軸 ()	
	<input type="checkbox"/> 歴史街道景観軸 ()	
景観形成拠点	<input type="checkbox"/> 該当なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 賑わいの景観形成拠点 (和泉中央駅周辺)	
	<input type="checkbox"/> 緑と憩いの景観形成拠点 ()	
	<input type="checkbox"/> 文化・芸術の景観形成拠点 ()	
	<input type="checkbox"/> 地域づくりの景観形成拠点 ()	
行為の期間	着手予定日 令和〇年〇月〇日	完了予定日 令和〇年〇月〇日
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物の表示等

注1 代理者、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。
2 「区域区分」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する景観軸・景観形成拠点の名称を記入してください。
3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する新築等の区分を○で囲んでください。
4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1~4のいずれかを記入し、併せて提出してください。
5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
景観アドバイザー会議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	第 号
協議事項 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
事前協議完了年月日 年 月 日	

5

※別添の概要書の記入方法は、75~80ページを参照してください。

5-3 添付図書の内容と作成方法

(1) 添付図書一覧

■ 建築物の建築等又は工作物の建設等

図書の種類	縮尺	備考・作成方法
景観形成基準 チェックシート	-	様式にしたがい、和泉市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等を記入してください。 ➔ 85～87 ページ参照
付近見取図	1/2,500 以上	敷地の位置が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 行為の場所
現況平面図	1/200 以上	敷地及び周辺の状況等が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 行為地の敷地全体の現況 <input type="checkbox"/> 隣接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影位置及び撮影方向
配置図	1/200 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置、植栽等の状況等が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 敷地内における建築物又は工作物の位置及び用途 <input type="checkbox"/> 事前協議・届出等に係る建築物又は工作物と他の建築物等との別 <input type="checkbox"/> 植栽する樹木等の位置、種類、高さ <input type="checkbox"/> 附属する門・塀の位置、材料の種類、色彩 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場の位置 <input type="checkbox"/> ごみ集積設備の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に接する道路の位置、幅員 <input type="checkbox"/> 主要地盤高さ <input type="checkbox"/> 切盛の箇所(該当箇所を着色)及びのり面処理材料
平面図	1/200 以上	階層のある建築物等の1階及び基準階の平面図を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 主要部分の寸法 <input type="checkbox"/> 開口部の位置
屋根伏図	1/200 以上	屋根の形状や建築設備等の位置等が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 主要部分の寸法 <input type="checkbox"/> 開口部の位置 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙・汚水処理の設備、煙突、昇降機及び避雷針などの建築設備の位置
着色立面図	1/200 以上	彩色が施された各面(4面以上)の立面図を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 外観上主要な部分の材料の種類及び色彩(マンセル値による) <input type="checkbox"/> 開口部、軒及び建築設備の位置及び形状
断面図	1/200 以上	断面図(2面以上)を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 屋根の形状 <input type="checkbox"/> 建築物及び工作物の高さ
現況写真	-	行為に係る敷地付近及び当該敷地の現況が分かるカラー写真を撮影してください。
完成予想図	-	行為後の状況(建築物又は工作物及び周辺の状況)を示す着色された図(パースを含む)を作成してください。
眺望への 影響評価図	-	フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて現況写真に計画建築物等の完成予想図をはめこむなど、行為後の主要眺望点からの眺望の状況が分かる図を作成してください。 ➔ 89 ページ参照

82号～84号の現況写真について、周辺状況が分かりやすいようにより詳細に記載。

■ 開発行為

図書の種類	縮尺	備考・作成方法
景観形成基準 チェックシート	-	様式にしたがい、和泉市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等を記入してください。 → 85, 87 ページ参照
付近見取図	1/2,500 以上	敷地の位置が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 行為の場所
現況平面図	1/2,500 以上	行為地及び周辺の状況等が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 行為地の区域 <input type="checkbox"/> 周辺の土地利用の現況及び地形 <input type="checkbox"/> 隣接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 断面図に係る断面の位置及び方向 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影位置及び撮影方向
土地利用計画図	1/2,500 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置、植栽等の状況等が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 <input type="checkbox"/> 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 <input type="checkbox"/> 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 <input type="checkbox"/> 断面図に係る断面の位置及び方向
断面図	1/200 以上	切盛の状況等が分かる断面図(縦・横断面、2面以上)を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 行為の前後における行為地の縦断面及び横断面
現況写真	-	行為地付近及び当該行為地の現況が分かるカラー写真を撮影してください。
完成予想図	-	行為後の状況(設置する施設や植栽等及び周辺の状況)を示す着色された図(パースを含む)を作成してください。
眺望への 影響評価図	-	フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて現況写真に行為後の状況等の完成予想図をはめこむなど、行為後の主要眺望点からの眺望の状況が分かる図を作成してください。 → 89 ページ参照

■ 屋外における物件の堆積

図書の種類	縮尺	備考・作成方法
景観形成基準 チェックシート	-	様式にしたがい、和泉市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等を記入してください。 → 85, 87 ページ参照
付近見取図	1/2,500 以上	敷地の位置が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 行為の場所
配置図	1/200以上	敷地内における堆積する物件の位置、設置する施設や植栽等の状況等が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 行為地の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 隣接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 堆積する物件の位置、種類及び規模 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影位置及び撮影方向
現況写真	-	行為地付近及び当該行為地の現況が分かるカラー写真を撮影してください。
完成予想図	-	行為後の状況(設置する施設や植栽等及び周辺の状況)を示す着色された図(パースを含む)を作成し、主要部分の色彩(マンセル値による)を記入してください。
眺望への 影響評価図	-	フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて現況写真に行為後の状況等の完成予想図をはめこむなど、行為後の主要眺望点からの眺望の状況が分かる図を作成してください。 → 89 ページ参照

■ 屋外広告物の表示等

図書の種類	縮尺	備考・作成方法
景観誘導指針 チェックシート	-	様式にしたがい、和泉市景観計画に定める景観誘導指針に対する配慮の状況等を記入してください。 → 88 ページ参照
付近見取図	1/200以上	表示する敷地の位置が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 行為の場所
配置図	1/200以上	敷地内における広告物及び施設の位置等が分かる図面を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 広告物の位置 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影位置及び撮影方向
着色立面図	1/200以上	各面の主要部分、掲出物件及び露出する付帯設備等の状況が分かる立面図を作成してください。 ※明示すべき事項 <input type="checkbox"/> 寸法 <input type="checkbox"/> 材料 <input type="checkbox"/> 仕上げ <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 色彩(マンセル値による) <input type="checkbox"/> 音響を用いる場合は最大音量 <input type="checkbox"/> 照明を用いる場合(発光可変表示式屋外広告物を含む)は日中、夜間、深夜の最大輝度
現況写真	-	行為に係る敷地付近及び当該敷地の現況が分かるカラー写真を撮影してください。
完成予想図	-	行為後の状況(設置する屋外広告物及びその周辺の状況)を示す着色された図(パースを含む)を作成してください。
眺望への 影響評価図	-	フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて現況写真に完成予想図をはめこむなど、行為後の主要眺望点からの眺望の状況が分かる図を作成してください。 → 89 ページ参照